

令和7年4月25日（金）

生産者 各位

営農企画課

令和6年度補正事業世代交代・初期投資促進事業のうち
「世代交代円滑化タイプ」の第2回要望調査について（依頼）

見出しの件につきまして、豊橋市より要望調査の依頼がありました。

そこで、期日の短いなか誠に恐縮ですが、事業要望がありましたら最寄りの事業所まで報告くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 事業概要 地域計画の実現に向け、親元就農を含む新規就農者がスムーズに経営を継承・発展できるよう、円滑な経営移譲に向けた取組や機械・施設等の導入を一体的に支援する。
2. 対象者 ○独立・自営就農する49歳以下の認定新規就農者、認定農業者
3. 支援内容 ①経営資源の有効利用に向けた取組
機械・施設等の経営資源を交付対象者が継承・利用するために必要となる修繕・移設・撤去等の取組に要する経費。
②円滑な経営移譲に向けた取組
法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費。
③経営発展に向けた取組。
機械・施設や家畜の導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等に要する経費。
4. 補助額 国費上限600万円（①～③の合計）
（補助率） ①②：国1/3以内、都道府県又は市町村1/3以内（地方負担任意）
③：都道府県が支援する額の2倍（補助率1/2以内）
5. 主な要件 ○令和4年度以降に農業経営を開始した個人・法人
（抜粋） ○経営開始資金、経営発展支援事業等との併用は不可
○機械・施設の取得費用等、金融機関から融資を受けていること
6. 報告期日 令和7年5月2日（金）午前中まで（期日厳守）
7. その他 ・今回の要望調査で事業が採択されるものではありません。
・問合せは営農企画課石黒・鈴木（25-4372）まで連絡ください。

以上

新規就農者確保緊急円滑化対策のうち 世代交代円滑化タイプ

【令和6年度補正予算額 5,416百万円の内数】

<対策のポイント>

将来の担い手の円滑な確保を図るため、**親元就農を含む新規就農者の経営継承・発展**に向けた取組を支援します。

<事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大

<事業の内容>

地域計画の実現に向け、**親元就農を含む新規就農者がスムーズに経営を継承・発展**できるよう、

- ① 農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経営資源の有効利用や、法人化、専門家の活用等の円滑な経営移譲に向けた取組
- ② 機械・施設等の導入（機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等が対象）

を一体的に支援します。

【対象者】

将来像が明確化された地域計画又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられ、又は位置づけられることが確実と見込まれる、**49歳以下の認定新規就農者、認定農業者**

【支援額】

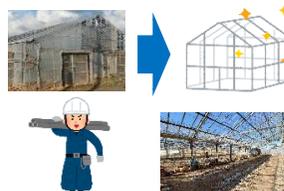
国費上限600万円（①と②の合計）

【補助率】

- ①：国1/3、都道府県又は市町村1/3（任意）※補助を行う場合ポイント加算
- ②：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2）

<事業イメージ>

経営資源の有効利用



機械・施設等の修繕・移設・撤去費

円滑な経営移譲



法人設立費用、専門家謝金等

機械・施設等の導入



機械・施設、家畜、苗木等の購入費

<主な要件>

- 令和4年度以降に農業経営を開始した者又は法人であること。
- 青色申告を行うこと。
- 機械・施設の取得費用等について、金融機関から融資を受けていること。
- 経営開始資金、経営発展支援事業等との併用は不可。

<共同申請>

- ①の取組を実施する場合、交付対象者と経営移譲者等※による共同申請が可能。
※市町村・JAなど、地域サポート計画に位置付けられた関係機関を含む。
- 交付対象者が研修中など経営開始前の場合、共同申請を行い、事業実施年度の翌年度までに経営を開始し、事業要件を満たせば事業を活用可能。

<事業の流れ>

